

会社は団体交渉を拒否！

本部は、12月1日に申し入れた闘争3号「争議行為の予告を経ての申し入れ」について再三再四、団体交渉を開催するように会社にもとめてきました。しかし、会社は団体交渉を開催しないばかりか口頭での回答を通告してきました。このことは「申し入れの重大性」「争議行為を回避する努力」を会社は放棄したと言わざるおえません。本部は、会社の不誠実な対応に対して強く抗議しました。

会社回答と主な議論は以下のとおりです。

12月8日 上田 - 桑原代理

闘争3号に対する回答

1. JR 東海労が常態化した一方的休日出勤の解消と適正要員の確保を求めて「争議行為の予告」を行なったことに対して、会社の見解を明らかにすること。

(回答) 誠意ある対応をしており極めて残念である。

2. 事前に平和的に解決する意志があるのか明らかにすること。また、意志があるのであれば具体的に明らかにすること。

(回答) 労使間で双方誠意を持って解決に努力することは当然のことである。

3. 休日出勤を指定された組合員が争議行為へ参加した場合の勤務認証について具体的に明らかにすること。

(回答) 労働協議や就業規則等の定めに基づき取り扱う。

4. 休日出勤を指定された組合員が争議行為へ参加した場合、賃金の減額を行なうのか明らかにすること。

(回答) 3項の回答と同じ。

5. 休日出勤を指定された組合員が争議行為へ参加した場合、懲罰を科すなど当該組合員に対して不利益扱いは行なわないと認識しているが見解を明らかにすること。

(回答) 諸法令の定めに基づくことはもちろんのこと労働協約や就業規則の定めに基づき適切に取り扱う。

若干のやりとり

組合：1項について、極めて残念と言うが残念なのはこちらの方だ。2項について、労使双方誠意を持ってと言うが、会社が誠意を持って努力すべきだ。3項について、具体的にはどうなるのか。

会社：指名ストライキのところは特休ならば特休になる。

組合：休日出勤を指定されている日は、特休だから特休でいいんだな。

会社：そうだ。

組合：そうならば4項の賃金の減額は発生しないことになるな。

会社：そのようになる。

以上

争議行為を回避する努力をしない会社を許すことなく「一方的な休日出勤解消」にむけ指名ストで闘いましょう！